

# 在宅で人工呼吸器等を使用している医療的ケア児・者に対して、災害用バッテリー及び発電機等の購入費を一部補助します



令和5年(2023年)8月29日

東海市記者会見資料

社会福祉課、女性・子ども課

医療的ケアを必要とする障害児者は在宅で人工呼吸器やたん吸引器等を使用していますが、高額で経済的負担も大きいことから、災害等での停電に備え、人工呼吸器用バッテリー及び発電機等の購入費の一部を補助するものです。

## 【事業内容】

- 補助内容

補助項目	対象者	耐用年数	基準額
人工呼吸器用バッテリー	在宅で人工呼吸器を使用している	5年	100,000円
外部バッテリー	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器又はネブライザー(吸入器)を使用している	5年	50,000円
発電機		10年	110,000円

※非課税世帯は基準額の10/10、課税世帯は基準額の9/10の補助

- 対象者

補助項目	購入見込人数(人)			事業費(千円)		
	障害児	障害者	計	障害児	障害者	計
人工呼吸器用バッテリー	2	11	13	200	1,100	1,300
外部バッテリー	15	35	50	750	1,750	2,500
発電機	15	35	50	1,650	3,850	5,500
計				2,600	6,700	9,300



## 【予算措置】

＜歳入＞障害児・者地域生活支援事業費補助金(国 1/2補助)	2,464千円(社会福祉課1,775千円、女性・子ども課689千円)
障害児・者地域生活支援事業費補助金(県 1/4補助)	1,231千円(社会福祉課887千円、女性・子ども課344千円)
＜歳出＞障害者地域生活支援事業	6,700千円(社会福祉課)
障害福祉システム修正事業	2,640千円(社会福祉課)
障害児地域生活支援事業	2,600千円(女性・子ども課)

問合せ 担当：社会福祉課：宇賀神（うがじん）、女性・子ども課：島袋（しまぶくろ）  
052-603-2211, 0562-33-1111（内線 社128, 女688）